

市会議第2号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 巻野 渡

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「財政総務委員会」を「経済総務委員会」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 暮らし環境委員会 環境局及び文化市民局の所管に属する事項 13人

(3) 教育福祉委員会 保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項 13人

第2条第4号中「建設消防委員会」を「まちづくり消防委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の構成を改める必要があるので提案する。